

法務省は**ボッタクリ家賃**を

どこまで認めるのか?!

1年で5~600万のぼろ儲け

フィリピン人実習生の相談

近隣の同面積アパートは最高7万円。寮は一軒家の2階二部屋に9人で家賃ひとり3万円。合計27万円。水道光熱費を引いても3倍はある。

昨年からは新寮に移転し家賃は4万円に値上げ。総床面積は330㎡だが一階には社長の高級外車が2台。ここに27人が入居し年間約1300万円。

近隣の最高級マンションと面積あたり家賃は2~3倍になる。年間5~600万円の儲け。実習制度でこんなボッタクリが許されるのか?!



法務省は何を实費と認めたのか?

技能実習制度では寮費は「実費を超えてはならない」となっています。JITCOは「近隣の同等程度のアパート等の相場を超えてはならない」としています。

5月に告発、9月に法務省在留課長は「実費の資料は会社が提出する。」とこたえました。半年たってやっと調査の報告は「居室は二段ベッドだがリビングは広くてきれい。大型テレビもあり、他の実習生

法務省は 帰国ありき

ベトナム人事件

は文句を言っていない。」とのこと。
実費や近隣家賃の説明はありませんでした。

何倍まで認めるのか?!

この事件は1年目から最低賃金が適用されるようになったので寮費で儲けようとしたのだと思われる。

関係者と思われる方からは「入管は算定根拠明示を義務付けて審査する仕組みを作らなければ、この問題は今後さらに多発する」という指摘もあります。

「強制帰国ありき」

いっぽう不正を告発した実習生に対して法務省は逃げてから出頭するまで5ヶ月かかったことに固執し「いったん帰国を」と繰り返すばかりです。「正当な理由」は後回しで「失踪者は強制帰国ありき」です。

気仙沼から逃げてきたベトナム人実習の事件も出頭してから半年近くがたちます。法務省は明白なものすら「調査中」としてまだ一つも不正を認めず、ブローカー(↓)は未だに新規受入を続けています。



ベトナム語は? 土日は? メールは?

愛労連

名古屋市熱田区沢下町 9-7
TEL 052-871-5433
ブログ「外国人実習生支援」

法務省は「普通ならすぐに入管か労基署にくるはず」「他の実習生は文句を言っていない」といいます。しかし受入組合と送り出し機関が不正に関わり、大使館も助けてくれないなか不正の告発はそんなに簡単ではありません。第一各県の入管支所や労基署が日本語の話せないベトナム人に対応できるのでしょうか。

こんな実態で外国人実習制度の拡大は絶対に許せません。